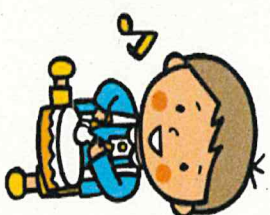




みんなが、子育てしやすい国。

すくすくジャパン!



永田町子ども未来会議

医療的ケア児に対する 子育て支援について

平成30年5月25日(金)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

田村 悟

「医療的ケア児保育支援モデル事業」について

30年度予算：保育対策総合支援事業費補助金 381億円の内数

1 事業概要

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

<対象事業>

- ・ 都道府県等において、医療的ケア児の受け入れを行う保育所等に、認定特定行為業務従事者である保育士（※1）又は看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）を配置
- ・ 保育士が認定特定行為業務従事者となるための研修受講を支援
- ・ 配置された保育士又は看護師等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等を配置
- ・ その他、医療的ケア児の受入れに資するもの

※1 平成30年度より対象を拡充

2 事業の対象

(1) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

3 補助単価等

実施主体：都道府県・市町村

予算カ所数：H29：30カ所（応募自治体数23市町村） → **H30：60カ所**

補助単価（1カ所あたり）：

H29：700万円 → **H30：730万円**（看護師等を配置して医療的ケアを行う場合）

→ **H30：670万円**（看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合）（※2）

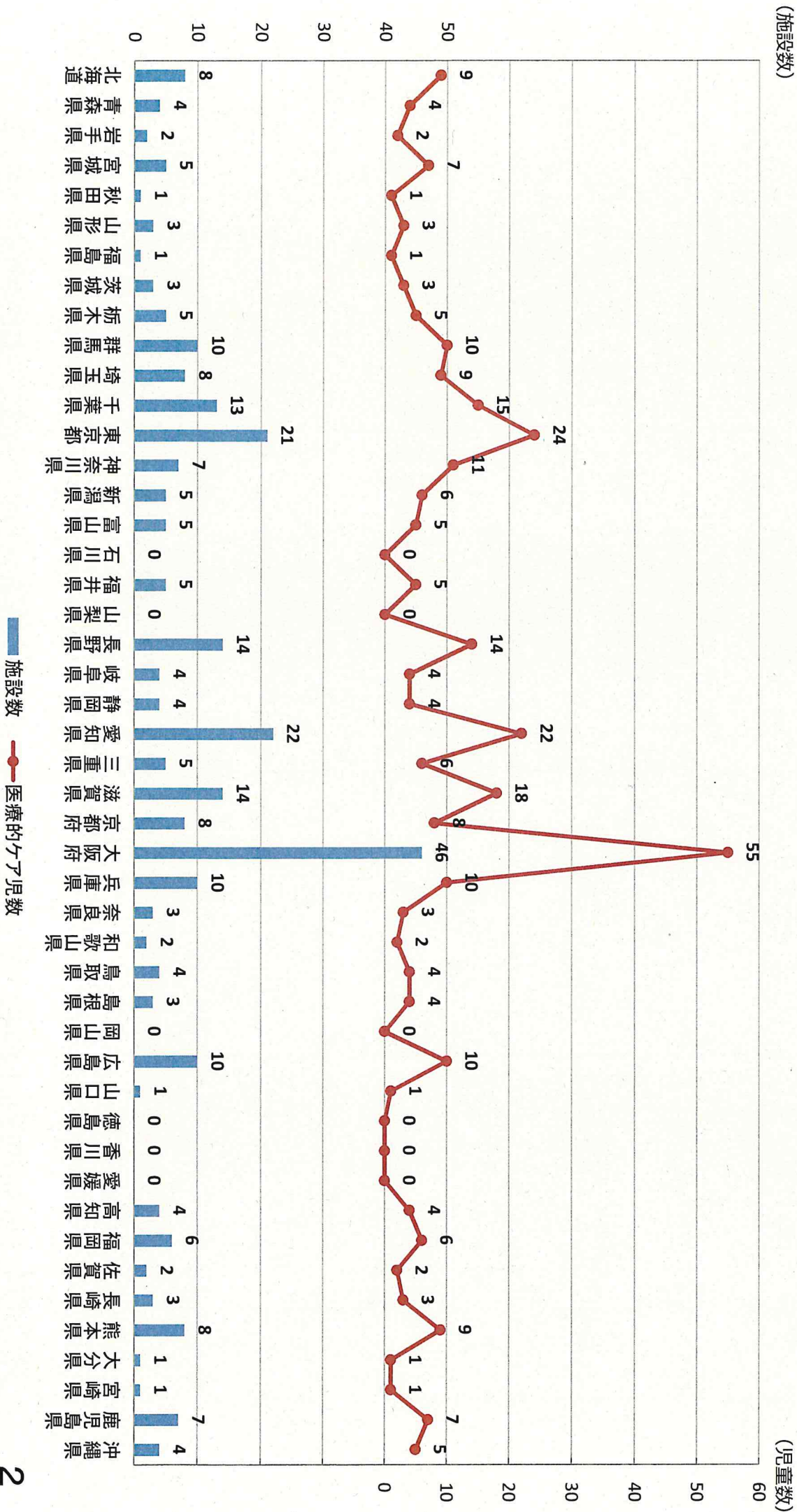
補助率：（直接補助）国1/2、都道府県・指定都市中核市1/2

（間接補助）国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※2 平成30年度より新設

平成28年度 保育所における医療的ケア児の受入状況

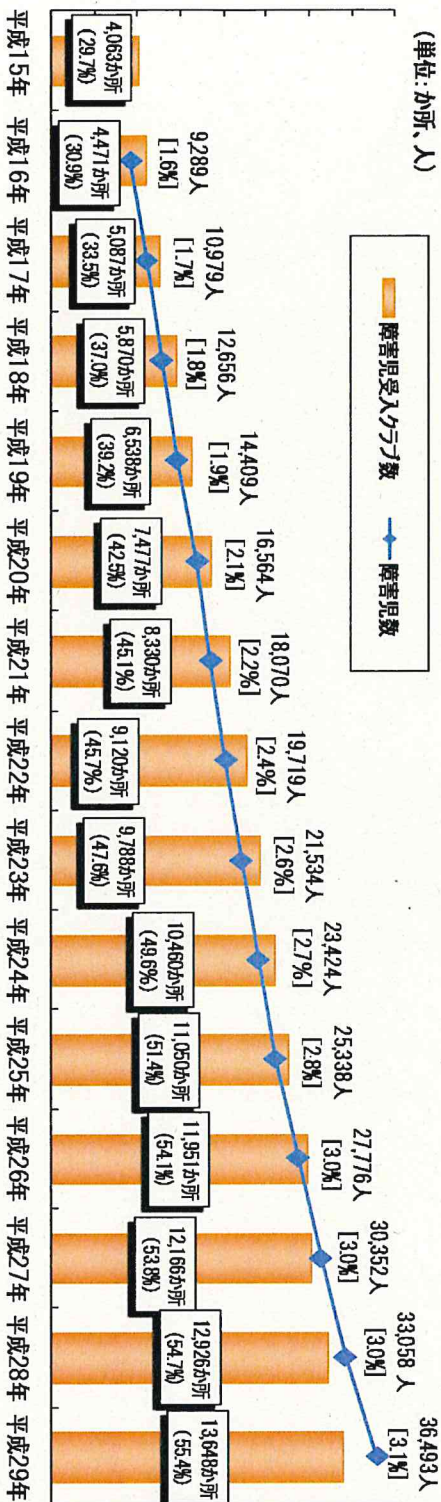
平成28年度の施設数・医療的ケア児数は292か所、323人。大阪府が施設数・医療的ケア児数ともに最も多く、46か所、55人（東京都は21か所、24人）。大阪府が施設数・医療的ケア児数ともに最も多く、46か所、55人（東京都は21か所、24人）。石川県、山梨県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県の6県については、医療的ケア児の受入実績がない。



放課後児童クラブにおける障害児の受入れ推進について

【障害児受入れクラブ数及び障害児数の現状及び推移】

- 障害児の受入れクラブ数及び受入れ児童数は、**年々、着実に増加**。※平成29年5月現在 13,648クラブ、36,493人
- 平成29年においては、それぞれの調査開始時と比較して、障害児受入れクラブ数が約3.4倍・障害児数が約3.9倍に増加。



【障害児の受入れ推進のための国の補助】

<運営費>

○ 放課後児童クラブに対し運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受け入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を、上乗せ補助している。

※1支援の単位当たり加算補助額(年額): 1,796千円(平成30年度予算)

○ 障害児3人以上の受入れを行う場合については、更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。(質の向上)【障害児受入れ強化推進事業】

※1支援の単位当たり加算補助額(年額): 1,796千円(平成30年度予算)

○ 障害児を受け入れるために必要な「ボランティア」等の改修経費についても補助。

※補助額: 1,000千円(平成30年度予算)

【「障害児」の対象】

○ 「療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等の機関の意見等によりこれら児童と同等の障害を有していると認められる児童」とし、市町村には柔軟な対応を求めている。

(注1)平成29年5月1日現在
(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)
(注2) ()内は、全クラブ数に占める割合、
[]内は全登録児童数に占める割合
(注3)クラブ数は平成15年から、
障害児数は平成16年から調査

【障害児受入れ推進に係る補助事業の沿革】

平成13年度 障害児受入れ促進試行事業の創設

【障害児を4人以上受け入れられるクラブへの加算】

平成15年度 人数要件の緩和【障害児4人以上→2人以上】

平成18年度 人数要件の撤廃【障害児2人以上→1人以上】

平成20年度 ・市町村が認めた専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する補助方式へ変更

・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増
687千円→1,421千円

平成27年度 障害児受入れ強化推進事業の創設

平成29年度 ・障害児受入れ強化推進事業の人数要件の緩和
【障害児5人以上→3人以上】

・医療的ケア受入のための看護職員の配置

3,847千円

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
- 実施市町村数: 525市区町村(1, 106か所)(平成29年4月1日現在) ➢ **2020年度末までに全国展開を目指す。**

※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。

